

監 査 公 表

静岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和7年4月21日

静岡市監査委員 深 澤 俊 昭
同 白 鳥 三和子

記

1 令和5年度定期監査

(1)、(2)、(3) 令和5年度内部統制研修用映像制作業務に係る事務の不備について〔コンプライアンス推進課〕

【指摘事項】

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル等によれば、随意契約を締結する場合、業者選定以前に事業決裁を受けた後、積算金額等を参考に予定価格を設定し、予定価格と見積参加者から徴取した見積書の見積額を比較し、見積額が予定価格以内であれば契約を締結するものとされている。

しかし、令和5年度内部統制研修動画作成業務では、これらの手続によらずに事業者から電子データにより徴取した参考見積を基に契約金額と受託者を決定していたことから、結果として次の3点の不備があった。

1) 事業決裁起案前の業者選定及び契約金額の決定について

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、委託業務の実施に係る事業決裁は、必ず業者選定以前に決裁することとされている。

しかし、当該業務の事業決裁には、契約先として事業者名が記載されており、事業決裁に添付された契約書案にも、受託者の名称及び契約金額が記載されていた。

2) 予定価格の未設定について

市契約規則第30条の規定によれば、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

しかし、予定価格を定めていなかった。

3) 見積書の未徴取について

市契約規則第 29 条第 1 項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴することとされている。

しかし、事業決裁起案前に電子データによる参考見積を徴していたものの、見積書を徴していなかった。

【措置の状況】

本件研修用映像制作業務委託において 3 点の不備が生じた原因は、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより契約事務の流れを十分に確認することなく業務を実施したこと、そして決裁の過程においても組織としての確認が不十分だったことにあります。

内部統制研修は、従来、集合形式により実施していましたが、令和 5 年度に新たな取組として動画研修に切り替え、これにより動画作成及び動画配信業務を外部に発注することになるため、委託業務として発注することとしました。本市の運用上、集合形式で外部講師が研修を実施する場合は、契約書を取り交わさずに講師に依頼文を送付することで依頼することができ、この場合、見積徴取を経なくともよいこととなっていることから、研修の実施においては見積徴取は経なくともよいと誤認し、また、当課では委託業務の取扱が少なく理解が不十分だったことも相まって、誤った方法で契約を締結してしまいました。

今後、委託業務を実施する際は、どのような内容の業務であっても、事務を着手する前に委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより契約事務の流れを十分に確認することとし、特に当該不備 3 点については、所属のリスクチェックシートに契約事務に係るリスクとして明記することで、組織として意識的に確認をすることとしました。

- (4) 補助金の交付の決定を受けた者以外の者から提出された完了報告書に基づく補助金額の確定について〔駿河区役所駿河福祉事務所障害者支援課〕

【指摘事項】

市身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱第 11 条の規定によれば、市長は補助金の交付の決定を受けた者から補助事業の完了報告書を受領した場合は、内容を審査し補助金の額を確定することとされている。また、同要綱には完了報告書の代理提出を認める規定はない。

しかし、身体障害者自動車改造費補助事業において、補助金の交付の決定を受けた者ではなく、自動車に改造を実施した事業者を報告者とした完了報告書が提出された際、所管課はこれを訂正させることなく受理し、この報告書に基づき補助金の額を確定していた。

【措置の状況】

完了報告書の報告者が、補助金交付の決定を受けた者でなく、自動車改造を実施した事業者となっていたものの、これを訂正させることなく受理し、この報告書に基づき補助金額の確定を行った原因は、受理時の確認に漏れがあったこと、さらに決裁時のチェックで見逃しがあったことです。

指摘を受け、補助金交付の決定を受けた者に報告書の訂正を依頼し、修正を行いました。

また、再発防止のため、申請予定者への説明時に、新たに作成した申請書及び完了報告書の各記入例を配付することで、申請者の記入間違いを防止します。さらに、申請書等の受理時や決裁時の確認を確実にするために、チェックリストを用いることとしました。

(5) 積算金額の算出誤りについて〔清水区役所戸籍住民課〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、清水区役所戸籍住民課証明発行等委託業務の積算において、従事者の雇用保険料の積算は報酬の月額支給額に雇用保険料率を乗じて計算しなければならないところ、誤って標準報酬月額に雇用保険料率を乗じて計算していたことから、正しい計算方法の場合と比較して過少な積算となっていた。

【措置の状況】

従事者の雇用保険料の算出を誤ってしまったのは、担当者が雇用保険料の積算方法を健康保険料等の積算方法と同様に標準報酬月額に保険料を乗じるものと思い込んでしまったこと及び決裁の過程において組織として算出方法の誤りに気が付かなかったことが原因です。

このため、次回の契約締結時には業務の積算書の数字を職員が事業決裁において確認できるよう、正しい計算の方法を示したチェック表を作成し、積算方法を示す資料に添付することとしました。

また、今回の指摘事項と対応策を課内全職員に周知し、注意喚起を行いました。

(6) 積算金額の算出誤りについて〔清水区役所蒲原支所〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

清水区庁舎間文書等相互連絡業務の積算において、当該業務の人件費の単価を市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則別表第3(1)行政職給料表号給基準表の清掃員及び道路補修作業員の職種の号給に基づく金額としている。

しかし、その前提で積算した場合において、積算当時の同規則(令和4年4月1日施行)では当該職種は1級20号給であったものの、積算では同規則の改正前の号給である1級22号給を使用していたため、改正後の号給を使用した場合と比較して過大な積算となっていた。

【措置の状況】

当該業務の積算における人件費の算出に当たり、市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則別表第3(1)行政職給料表号給基準表の清掃員及び道路補修作業員の職種の号給が、同規則の改正前の号給である1級22号給であった原因は、積算時に同規則の確認及び算出根拠のチェックが十分でなかったこと、また、事業決裁の過程における組織としての確認も同様に十分でなかったことによるものでした。

今回の指摘を受け、担当者と関係職員で同規則や契約マニュアルによる研修を行い理解を深めたほか、決裁前に積算根拠の確認を複数人で行うことで、チェック機能が十分に働くよう徹底しました。

さらに、事業決裁時に、積算資料の確認について、チェックリストを用いてチェックすることとし、決裁に添付し、承認者ごとに各項目を確認することとしました。今後は、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記していきます。

なお、令和6年度の業務実施に当たっては、適正に行われていることを確認しました。

(7)、(8) 日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務に係る事務の不備について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務について監査を行ったところ、仕様書に次の2点の不備があった。

1) 運行台数の変更について

仕様書6(1)では、令和5年5月3日から7日までの各日におけるバスの運行

予定台数は合計36台と示されており、これは実施する数量を保証するものではないものの、市からバス台数の減便の申出がない限り貸付人が台数を自由に変更できるものではないとのことであった。

しかし、仕様書6（2）では、「各日の運行予定台数は参考程度とし、乗客の数に応じて、延べ30台を超えない範囲で1日当たりの運行台数を変更し、効率的に運行すること。」とされており、貸付人が台数を自由に変更できるような誤った内容が規定されていた。

2) バス運行上限台数の記載誤りについて

仕様書6（2）では、バスの運行台数の上限について「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」としていた。

当該契約はバスを運行した台数に単価を乗じて賃借料の金額を決定する単価契約であり、業務完了報告書によれば貸付人は延べ32台のバスを運行したため、所管課も32台分に相当する金額の賃借料を支払っていたが、仕様書6（2）の規定によれば運行台数の上限は30台とされていることから、2台分は支払の根拠が無い状態となっていた。

【措置の状況】

1) 運航台数の変更について

仕様書6（2）に、バスの運行台数について貸付人が台数を自由に変更できるような誤った内容で規定されていた原因は、運行台数の仕様の見直しを行っている中で、仕様書に規定した表現があいまいであったこと、同仕様書中で運行台数の見直しに伴い影響が生じる規定について、修正漏れがあったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて職員に対し、仕様の変更を行う場合は仕様書全体を複数人で再確認することを周知しました。さらに令和6年5月20日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

なお、令和6年度の業務実施に当たっては、仕様書にバスの運行台数が適正に記載されていることを確認しました。

2) バス運行上限台数の記載誤りについて

仕様書6（2）にバスの運行台数の上限について「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」と記載していた原因は、

上記（１）と同様運行台数の仕様の見直しを行っている中で、同仕様書中で運行台数の見直しに伴い影響が生じる規定について、修正漏れがあったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて職員に対し、仕様の変更を行う場合は仕様書全体を複数人で再確認することを周知しました。さらに令和６年５月２０日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

なお、令和６年度の業務実施に当たっては、仕様書にバスの運行台数が適正に記載されていることを確認しました。

（９）消費税不課税のキャンセル料に係る消費税相当額の誤払について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

消費税法第４条並びに消費税基本通達第５章第２節及び第５節によれば、キャンセル料については、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分することなく一括して受領している場合は、その全額を消費税不課税として取扱うこととなる。

しかし、日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務の令和５年５月６日及び同月７日の計４台のバスに係るキャンセル料において、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分していないものであったにもかかわらず、貸付人からキャンセル料に消費税相当額を加算した金額を請求された際に、請求金額の訂正を求めることなく本来は支払不要な消費税相当額７,２００円を含めて貸付人に支払っていた。

【措置の状況】

消費税不課税のキャンセル料に係る消費税相当額の誤払の原因は、担当者の認識不足であったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

誤払の消費税不課税相当分については、令和６年３月８日に、貸付人から返還済みです。

なお、今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、また、令和６年５月２０日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

(10) 訂正不可事項である契約書首標金額の訂正について〔日本平動物園〕

【指摘事項】

市会計規則第7条によれば、証拠書類の首標金額は、訂正してはならないとされており、契約書の契約金額はこの首標金額に相当するものである。

しかし、日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務の契約書では、当該契約における契約金額に相当する1日1台当たりのバス賃借料の金額を訂正していた。

【措置の状況】

当該契約における首標金額に相当する金額の訂正の原因は、担当者の認識不足であったこと、また、組織としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものと考えます。

今後同様の誤りが生じないように、指摘事項を園内供覧し、併せて契約事務に携わる職員に対して、契約書の字句訂正等を行う場合は、各種契約事務等のマニュアルを再確認することを周知しました。さらに令和6年5月20日に園内職員を対象に研修を行いました。また、次年度以降に確実に引き継ぐため業務概要書に明記することとしました。

(11)、(12) 行政財産の目的外使用許可に係る事務の不備について〔住宅政策課〕

【指摘事項】

行政財産の目的外使用許可に係る事務について監査を行ったところ、次の2点の不備があった。

1) 行政財産の目的外使用料の算定誤りについて（合規性の観点）

市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条の規定により、行政財産の目的外使用に係る使用料が定められており、市有地上にある建物（従物を含む。）に係る使用料については、「当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の110×使用面積」の算式（以下「建物使用料の算式」という。）によって算出した額に、「当該建物の建物面積に相当する土地の使用料相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」の算式（以下「土地使用料の算式」という。）によって算出した額を加えて得た額とすることとされている。

しかし、日の出荘団地の建物に設置されている風向風速計及び観測装置に係る行政財産の目的外使用料の算出において、土地使用料の算式による使用料の算出は行

っていたものの、その額に建物使用料の算式により算出した額を加えていなかった。

2) 行政財産の目的外使用の手続の不備について（合規性の観点）

市財産管理規則第26条第1項及び第3項の規定によれば、財産管理者は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者がいるときは、行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出させなければならないとされており、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、行政財産目的外使用許可書を当該申請者に交付するものとされている。

駿河区登呂三丁目外17か所の市営住宅に係る鋼管柱、光ケーブル等の更新に係る行政財産目的外使用許可申請書では、「使用希望面積・数量等」の欄に区ごとの鋼管柱、光ケーブル等の数量の合計が記載されており、別紙にその所在地や設備ごとの使用数量などが記載されていた。そして、当該申請書の「使用希望面積・数量等」の欄では、駿河区の光ケーブルの合計数量が「68m」と記載されていたものの、その数量が鉛筆書きで「68m」を「138m」に訂正されており、訂正された数量で行政財産の目的外使用許可が行われていた。

その処理方法の過程について所管課に確認したところ、駿河区桃園町に設置されている光ケーブル70メートル分の申請が漏れていたことから、その内容を訂正した上で許可を行ったとのことであるが、当該光ケーブル70メートル分について、その所在地や設備の詳細が申請書及び別紙には記載されておらず、また、申請内容を補足する図面等の書類も添付されていないなど、不備のある申請について行政財産目的外使用許可書を交付していた。

【措置の状況】

1) 行政財産の目的外使用料の算定誤りについて

行政財産の目的外使用料の算定誤りがあった原因は、当該行政財産の目的外使用料の算定に当たっては、本来、建物の使用料の算式により算定すべきところ、前年度以前から誤って土地使用料の算式により算定しており、使用されている場所が建物の屋上であることも相まって、担当者を含めた決裁に関わるすべての職員が、その誤った算定方法に疑問を抱くことなく漫然と踏襲していたことによるものです。

指摘を受け、令和6年度の当該行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の土地及び建物使用料の算式により算出したもので請求し、適正に処理しました。

今後同様の誤りが起きないように、処務事務お助けマニュアル（「公有財産の管理」

の「行政財産の目的外使用に係る使用料について」により、建物の屋上を目的外使用させる場合であっても建物使用料の算式を用いなければならないことを係内の職員に周知しました。

また、行政財産の目的外使用許可に係るチェックリストの内容を今回の指摘を踏まえて改正し、決裁の回議前に当該チェックリストを用いて担当者及び係内の別の職員の2人により①申請書の内容、②使用料の計算、③許可書の内容のそれぞれに不備がないかを確認し、チェックリストに確認者がサインをすることとしました。

さらに、決裁時にも同チェックリストを添付し、承認者ごとに上記①から③までの各項目を割り振り、各承認者は担当の項目を重点的に確認することで、複数の目で不備がないかを確認する体制を整えました。

2) 行政財産の目的外使用の手続の不備について

行政財産の目的外使用許可手続において、光ケーブル70m分の申請が漏れており、申請内容を補足する図面等の書類の添付もないまま、不備ある申請書にて行政財産目的外使用許可書を交付していた原因は、担当者の適正な事務処理の意識の欠如と、組織としてのチェック体制に不備があったものです。担当職員が前回許可時の申請書と比較をしている中で光ケーブル70m分の申請漏れに気が付きましたが、申請者に申請書を補正させることなく、申請者に口頭で正しい数量を確認し、その数量を申請書に鉛筆で補記をした上で、その補記に基づいて許可書が交付されました。

指摘を受け、申請者に光ケーブル70m分を追加した正しい数量に申請書を補正させました。

今後同様の誤りが起きないように、行政財産の目的外使用許可に係るチェックリストを今回の指摘を踏まえて改正し、決裁の回議前に当該チェックリストを用いて担当者及び係内の別の職員の2人により①申請書、②使用料の計算、③許可書のそれぞれに不備がないかを確認し、チェックリストに確認者がサインをすることとしました。さらに、決裁時にも同チェックリストを添付し、承認者ごとに上記①から③までの各項目のうち重点的に確認する項目を割り振り、複数の目で不備がないかを確認する体制を整えました。

(13) 単独随意契約理由の合理性について〔道路保全課〕

【指摘事項】

市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、予定価格が10万円を超えない場合を除き、なるべく2者以上から見積書を徴することとされており、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、その1者にしか業務履行ができない特別な事情がある場合でなければ、単独随意契約により業務を委託することはできないこととされている。

道路パトロール管理業務は、予定価格が10万円を超える業務であり、特別な事情がある場合でなければ、なるべく2者以上から見積書を徴する必要がある業務であるところ、業務実施に当たっては道路構造物に関する各種基準に精通し行政的知識と経験が必要であること、公的・中立の立場で業務を行えることを理由に、業務を履行できるのは当該業者以外にないとされていたが、その理由は抽象的で、客観的にその1者にしか業務履行ができないと判断することができず、その1者にしか業務履行ができない特別な事情があるとは認められないものであった。

市が行う契約事務の執行については公正な競争や透明性の確保が求められることから、単独随意契約を実施しようとする場合には疑義が生じることがないようにその理由を明確にしておかなければならず、明確な説明ができない場合には原則どおり2者以上から見積書を徴する必要がある。

【措置の状況】

令和5年度の道路パトロール管理業務において積算金額からすると2者以上から見積書を徴する必要があるものの単独随意契約とすると判断した理由は、業務実績があり、かつ、公益財団法人である当該業者は「特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立の立場でパトロール管理業務を実施できる唯一の機関」と判断し、これが単独随意契約を実施する理由として妥当であると認識していたことによるものです。

指摘を踏まえ、このような理由は、単独随意契約を実施する理由として妥当ではないと認識を改め、その1者にしか業務履行ができない特別な事情があることの理由を明確に説明できない場合は複数業者から見積書を徴取しなければならない旨を所属内で周知しました。また、課共有フォルダ内に保存してある当該業務担当者用資料に2者以上から見積書を徴するよう記載して引き継ぐこととし再発防止の徹底を図りました。

なお、令和6年度の道路パトロール管理業務においては、3者から見積書を徴取し、見積執行を実施しました。

(14) 根拠のない再委託の実施について〔清水道路整備課〕

【指摘事項】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、その旨を契約書に明記して、手続を確実に行うこととされている。

しかし、道路安全施設管理業務（清水区）において、契約書には再委託を認める規定が設けられていなかったにもかかわらず、業務の一部である交通誘導業務が再委託されていた。

【措置の状況】

契約書には再委託を認める規定が設けられていなかったにもかかわらず、業務の一部である交通誘導業務が再委託されていた原因は、本業務では、契約書を作成する係と、委託業務の内容にかかる仕様書及び設計書を作成する係が別であり、業務内容の共有を行わなかった係間の連携不足と、決裁時における組織としての確認が不十分だったことによるものです。また、仕様書等を作成した係では、業務に再委託内容が含まれていることを把握していたものの、契約書にその旨を記載しなければならないことや、書面による承認手続が必要という、事務手続の知識が不足していました。

再発防止策として、今回の指摘事項及び再委託を認める場合に必要な手続について課内回覧で周知を行うとともに、当課のリスクチェックシートに「再委託の違反」のリスクに対する対策として、再委託を認めることができる業務の場合は契約書に再委託に関する条項を加え、また、書面での承認手続を行う旨を明記しました。また、次年度へ確実に引き継ぐため、業務概要書等に再委託に関する注意点を記載します。

なお、令和6年度業務の契約書第8条第2項には、「乙は、第三者に対し、委託業務の全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の実施について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」旨の記載をし、受託者から「再委託承認申請書」を受領し、書面による承認手続を行っています。

(15) 支出負担行為を経ない郵便切手及び収入印紙の購入について〔水道施設課〕

【指摘事項】

市水道事業及び下水道事業会計規程第190条第1項の規定によれば、支出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為何書により、決裁を受けなければならないとされている。

しかし、郵便切手及び収入印紙の受入（購入）について、郵便切手等の受払簿の受入日（購入日）が支出負担行為伺書の決裁日より前の日付となっていたものがあり、支出負担行為伺書の決裁前に購入による受入が行われていた。

【措置の状況】

郵便切手及び収入印紙について、支出負担行為伺書の決裁前に購入による受入が行われていた原因は、郵便切手等の購入に伴う事務手続は、切手等の現物取得後に、数量等を管理する受払簿へ記入し、その後、支出負担行為伺書により決裁を受けるものであり、職員が誤った認識により事務処理を進めたことによるものです。

郵便切手等の購入の際、支出負担行為伺書の決裁時に、係長は納入予定時期、金種、枚数の確認を行うこととし、課内で周知しました。

認識を改めるため、適正な事務手続の執行について、上下水道経理課作成の支払事務資料「支出負担行為伺書、支出命令書の各日付の例」を再確認するよう課内職員に周知しました。

また、これらの対策が次年度以降に引き継がれるよう、当課のリスクチェックシートに「切手等の購入による支出負担行為の未起票」をリスクとして追加するとともに、上の対策を明記しました。

2 令和6年度工事監査

墜落による労働者の危険防止策の未措置について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項】

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条第1項によると、「事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「おおい囲い等」という。）を設けなければならない。」とされており、同条第2項によると、「事業者は、前項の規定により、おおい囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時におおい囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」とされている。

しかし、浸出水処理施設用地の「鉄筋挿入工引抜試験（受入試験）」の記録写真の状況を確認したところ、地上約35mの高さの法面の小段上の作業であるにもかかわらず、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった。

【措置の状況】

浸出水処理施設用地において、地上約35mの高さの法面の小段上の作業であるにもかかわらず、労働者に墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じていなかった原因は、受注者の一部作業員が、要求性能墜落制止用器具の着用を失念していたことです。そのため、受注者に対して、要求性能墜落制止用器具の着用を失念しないための措置を講じるよう指導しました。

受注者からは、当該指摘事項について従業員へ周知するとともに、作業開始時の墜落制止用器具の着用確認体制を整備した旨の報告があり、これを確認しました。

3 令和6年度学校監査

(1) 理科準備室の薬品の管理について（5件）〔教育センター〕

【指摘事項】

ア 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に二酸化炭素（一般薬品）の缶の残数確認を行ったところ実数は1本であったが、薬品管理簿には4本と記載されており、3本の使用が不記載であった。〈大谷小学校〉

イ 教育委員会の通知によれば、毒物及び劇物取締法第12条第1項の規定に基づき劇物の保管容器には、「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、劇物である塩酸及び硫酸の容器にその表示がされていなかった。〈長田西中学校〉

ウ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するよう管理することとされている。

しかし、現地調査実施日に塩酸（劇物）の残量確認を行ったところ実測値は322グラムであったが、薬品管理簿には332グラムと記載されており、10グラムの使用が不記載であった。〈南中学校〉

エ 教育委員会の通知によれば、理科準備室で使用する薬品については、8月、12月、3月に残量の定期点検を行うこととされており、その点検時には薬品管理簿に薬品の残量を記載することとされている。しかし、8月点検時において、アミラーゼ（一般薬品）の残量が不記載であった。〈南中学校〉

オ 教育委員会の通知によれば、理科薬品の毒物及び劇物の保管庫は、毒物・劇物専用のものが望ましいものの、校舎の構造上、一般薬品も収納しなければならない場合は、段を変えたり、ケースを使用したりして毒物及び劇物と一般薬品を区別することとされて

いる。

しかし、一部の薬品について、劇物と一般薬品を区別せずに、同じ保管庫の同じ段に保管しているものがあつた。〈清水第四中学校〉

【措置の状況】

ア 該当する教科担当者に使用日を確認し、正しい使用日と残量を記入させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。また、今後は使用の都度、薬品管理簿に漏れなく記載することを教頭と確認しました。

(令和6年12月20日に教育センター担当者が確認)

イ 該当する薬品容器の対応後の写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品容器の表示が正しく修正されていることを確認しました。

(令和6年12月20日に教育センター担当者が確認)

ウ 該当する教科担当者に確認したところ、塩酸の実測値が322gのところを332gと薬品管理簿に誤記入してしまったとのことだったため、正しい残量に修正させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。また、今後は使用の都度、薬品管理簿に漏れなく記載することを教頭と確認しました。

(令和6年12月24日に教育センター担当者が確認)

エ 不記載であつたアミラーゼを計量し、正しい残量を定期点検の欄に記入させました。その後、薬品管理簿の該当するページの写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品管理簿の該当する箇所が正しく修正されていることを確認しました。

(令和6年12月24日に教育センター担当者が確認)

オ 劇物薬品保管庫に入っていた一般薬品を、一般薬品保管庫に移動させました。その後、該当する保管庫の対応後の写真を教育センターまで送付させ、電話で教頭と、薬品が区別して適正に保管されていることを確認しました。

(令和6年12月24日に教育センター担当者が確認)

本件監査において指摘のあつた事項の説明・周知徹底および再発防止を図るため、令和7年4月に実施予定の理科主任を対象とした理科安全指導研修会をはじめとした各研修会での説明、指導資料の再整備、コンテンツの作成、不用理科薬品の廃棄促進などを行います。(令和7年2月21日)

(2) 危険物の管理について〔教育施設課〕

【指摘事項】

教育委員会事務局が定めた事務処理の手引き中「危険物の管理に関するマニュアル」によれば、灯油、ガソリン等の燃料に類するもの等は危険物として取り扱うこととされており、危険物を保管する際には、取扱状況に関する使用簿により、残量と照合するなどして定期的な点検を行うこととされている。

しかし、倉庫に保管しているガソリン及び灯油については使用簿を作成していたものの、エンジンオイルについては使用簿が作成されていなかった。〈大川小中学校〉

【措置の状況】

該当校のエンジンオイルについて、使用簿の作成を確認しました。

また、全小中学校宛てに消防法上の危険物の管理徹底について周知を行い、防火管理者である教頭を中心に、各校で全職員に対する研修を行い、保管する危険物を再確認するよう依頼しました。

なお、今回の指摘事項を含め、学校事務が適正に執行されるよう、基準となる事務処理の手引きは、毎年度当初の事務担当職員研修時に配布するだけでなく、教頭会でも配布することとします。

(3) いじめ被害に係る報告について〔児童生徒支援課〕

【指摘事項】

教育委員会の通知によれば、いじめを覚知したときには直ちに教育委員会事務局に電話により概要を報告し、発覚日から原則1週間以内に児童（生徒）事故報告書を提出することとされている。

しかし、令和6年4月から8月までの間に2件のいじめを確認していたが、軽微な段階で早期に発見できたこと、児童への指導や保護者への報告を覚知日のうちに完了できたこと、いじめが継続せずに解消したと判断したことを理由として、いじめを覚知したときに義務付けられている教育委員会事務局への電話連絡及び文書による報告を行っていなかった。〈南部小学校〉

【措置の状況】

令和6年12月16日、学校に対し、いじめを覚知したときには、その程度や経過に関わら

ず、報告義務があることについて改めて指導した上で、この2件のいじめの報告を求めました。その結果、南部小は同年12月16日に2件のいじめ事故報告書を児童生徒支援課に提出しました。

今後の対策として、1月の生徒指導担当者会において、いじめを覚知した場合はその程度や経過に関わらず、直ちに児童生徒支援課へ一報を入れることや、覚知後1週間以内を原則として事故報告書を児童生徒支援課へ提出することについて、再度確認をしました。

毎年度、上記内容について、管理職に対して、会合の際に、周知していきます。

4 令和6年度出資団体監査

決算報告書の記載内容の誤りについて〔社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団（障害福祉企画課）〕

【指摘事項】

拠点区分ひびきワークの引当金明細書の賞与引当金欄に、拠点区分うしおワークの賞与引当金の額が誤って記載されていたため、各拠点区分の引当金明細書の賞与引当金期末残高の合計額と法人単位貸借対照表及び社会福祉事業事業区分貸借対照表内訳表に記載の法人全体の賞与引当金の額が一致していなかった。

【措置の状況】

拠点区分ひびきワークの引当金明細書の賞与引当金の額が誤って記載されていた原因は、公認会計士による令和5年度の決算監査（法的に義務付けられているものではなく、団体において任意で行っているもの）において、当該箇所を含む複数の記載内容の誤りを指摘された際、資料の修正及び差替えの対応の中で当該箇所の差替えが漏れてしまったことです。

団体における再発防止策として、令和6年度の決算監査から、会計士から修正を求められた際は、求められた修正内容及び対応状況を全て記録し、複数職員による決算資料と記録内容の照合を徹底する旨の報告があり、これを了承しました。

また、団体において令和6年度第3回理事会（令和7年3月14日開催）にて、指摘内容及び再発防止策を報告したことを確認しました。

5 令和6年度指定管理者監査

市の承認を受けていない業務の再委託について〔株式会社創造舎〕

【指摘事項】

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の管理に係る協定書第8条の規定によれば、「乙（指定管理者）は第三者に対し、条例第14条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（静岡市）が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。」とされている。

しかし、指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していた。

【措置の状況】

指定管理者が第三者に委託した産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務（以下「本件業務」といいます。）について、市が指定した業務に含まれていないにもかかわらず、市の承認を受けずに第三者に委託していた原因は、指定管理者の担当者の認識の誤りによるものです。協定書を管理する担当者は本件業務が委託業務であると認識しておらず、また、実際に本件業務を行う担当者は、本件業務があらかじめ市が指定した業務に含まれていないことを認識していませんでした。

指摘を踏まえ、指定管理者に対して、担当者に協定書の内容を周知するよう指導しました。また、指定管理者から令和7年1月10日付けで本件業務に係る「指定管理業務の第三者への委託に関する承認について（依頼）」が提出されたため、「指定管理業務の第三者への委託に関する承認について（通知）」により追認しました。

令和7年度の本件業務の実施に当たっては、第三者委託の承認依頼が必要であることを指定管理者内で引き継ぐよう指導するとともに、指定管理者の後任担当者に対して直接説明しました。また、令和8年度以降は、指定管理に係る協定の更新に併わせて、本件業務を市があらかじめ指定した業務に追加することとします。